

本通知は必ず、団内の指導者、保護者間で共有願います。

坂教生第 394 号
令和3年9月22日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元利夫 (公印略)
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

スポーツ少年団の活動再開について

この度の市内児童の感染拡大に伴うスポーツ少年団の活動制限に対し、ご協力をいただき有難うございました。

つきましては、ここしばらくの市内における感染拡大が収まってきたことから、活動については下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

しかし、特別警報下であることを十分に踏まえ、引き続き徹底した感染症対策を講じた上での活動を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況や県の警戒レベル等を踏まえて対応を見直す場合には、改めて通知いたします。

記

1 再開日 9月25日(土)から

2 活動内容 ①通常の活動(練習)可

②下記の条件を附して対外試合を可とする。

- ・坂井地区(坂井市・あわら市)内に限定する。
- ・実施(参加)にあたっては最小限の人数に止める。
- ・実施(参加)時間は、原則として、午前または午後の半日単位とし、昼食を挟まないこととする。

③坂井地区以外で開催される公式戦に参加する場合

あらかじめスポーツ少年団事務局(スポーツ協会内)に大会要項等を届け出る(大会等の内容によっては、自粛要請もあり得ます)。

なお、団の活動及び大会等参加については本人と保護者の判断を尊重すること。

【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通)

メール gakusy@city.fukui-sakai.lg.jp

坂井市スポーツ協会

電話 68-0123(直通)